２０２１年４月１日
学校法人昭徳学園九州動物学院

九州動物学院の単位認定、成績評価、卒業認定の方針

九州動物学院では、単位認定、成績評価、卒業認定等に関する方針は下記のとおりである。

記

学生便覧（Ｖ学生規定）から抜粋

1）学生規定

第１章　教育指導

第１節　本学院の教育指導は理事長、学院長、講師および教職員によって行われる。
また学生に教育上の指導を行うため教務課が置かれている。

第２章　履修規定

（別にこれを定める）

第３章　試験規定

（別にこれを定める）

第４章　卒業および判定基準

出席率	定期試験	成績評価	合否	進級、卒業判定
66.7%	100～80	A	合　格	すべての単位を修得した者
	79～70	B		
	69～60	C		
	59～0	D	不合格	

評価基準

規定の出席率を満たし、Ａ～Ｃ評価の場合、単位は認定される。

第１条　卒業に必要な単位を修得している場合であっても学費が完納されていない場合、卒業の認定はされない。

第２条　卒業年度の３月 31 日を超え、単位未修得による卒業保留の場合は、次年度に２年次の全科目について再履修しなければならない。

（卒業認定については、学則第７章 33 条に規定）

（卒業）

第 33 条　本学院に２年以上在学し、別表第１表に示す所定の授業科目の履修修了者については、学院長が卒業を認定する。

２　学院長は前項の卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

３　本学院を卒業した者には専門士（文化教養課程）の称号を与える。

（官報　平成 30 年２月 28 日告示、文部科学省告示 32 号）

2）履修規定

第 1 章　総則

（趣旨）

第 1 条　学生規定第 2 章に定める授業科目等の履修はすべてこの規定によるものとする。

第 2 章　授業科目

（授業科目の分野）

第 2 条　授業科目は専門基礎分野、専門分野およびその他とする。

第 3 章　履修単位および履修方法

（進級および卒業の要件）

第 3 条　本学院を進級および卒業するためには、1 および 2 年間在学し、進級および卒業に必要な所定の単位を修得しなければならない。

1.カリキュラムに示した科目はすべて必須科目である。

2.卒業に必要な単位数は学科およびコースによって異なる。動物看護学科では 93 単位、動物管理学科では 93 単位、また動物管理学科トリマーコースでは 93 単位である。

※単位不足の場合、留年または卒業保留となる。

（単位数計算の基礎）

第 4 条　通常授業での各科目単位数の計算の基礎は次の通りとする。

1.講義科目および実習科目は 15 回（1 時限 90 分授業）を 1 単位とする。

2.特別な講義および実習は、学則別表第 1 表 1-3 に示す通りの時間数と単位とする。

（授業科目の履修年次）

第 5 条　授業科目の履修年次は各学年およびコースで教科別に定める。

第 4 章　出欠席、遅刻、早退

（必要出席数）

第 6 条　各科目において、必要出席数は授業の 3 分の 2（66.7%）以上である。

（遅刻、早退）

第 7 条　各授業において、授業開始後 30 分までを遅刻とし、30 分以上は欠席とする。また各授業において授業開始 60 分以降を早退とし、60 分以前は欠席とする。なお、遅刻、早退は 3 回をもって 1 回の欠席とする。

第 5 章　成績及び単位の授与

（単位の授与）

第 8 条　授業科目を履修した者には、原則、試験の上、成績を判定し単位を与える。

（成績の判定）

第 9 条　成績は本学院の試験全規定により実施される。

定期試験（追・再試を含む）の成績と通常授業の成績を考慮して判定される。

（成績評価の基準）

第 10 条　成績の評価は次の 4 段階とし、合格者のみに単位を与える。

A…100～80 点
B…79～70 点　——— 合格
C…69～60 点
D…59～0 点 ——————— 不合格

（試験による不正行為）

第 11 条　試験において不正行為があったと判断された場合、その定期試験における
すべての科目に単位を与えない。

第 6 章　再入学時の単位

（再入学の履修単位）

第 12 条　再入学を許可された者については、既履修単位は無効とする。

3）試験規定

（総則）

第 1 条　学生規定第 3 章に定める試験などの実施はすべてこの規定によるものとする。

（試験の種類）

第 2 条　前条に定める試験は定期試験と臨時試験とする。

（定期試験）

第 3 条　1.学期末に定期的に行う試験を定期試験という。

2.定期試験は授業を行った全科目について、学期ごとに行う。

3.定期試験を受けるときは、必ず学生証を持参し、提示する。

（臨時試験）

第 4 条　授業担当教員が必要と認めたとき、定期試験以外に行う試験を臨時試験という。

（追試験）

第 5 条　1.病気その他やむを得ない理由で所定の日に定期試験を受けることができなかった者には、追試験を行うことがある。

2.追試験を受ける者は定期試験を受けることが出来なかったことを証明するに足る医師の診断書、その他、詳細な理由書を教務部に提出し、追試験をうける。

3.追試験の評価は第 9 条に定めるＢ評価をこえない。

（再試験）

第 6 条　1.定期試験の評価が不合格の科目については再試験を行うことがある。

2.再試験の評価は第 9 条に定めるＣ評価をこえない

3.再試験を受ける者は所定の申込書に各科目名を記し、1 科目 3,000 円の再試験料を納入すること。

（試験の受験資格）

第 7 条　1.次のいずれかに該当する者は定期試験の受験資格を失う場合がある。

①総出席日数が 2/3 に満たない者

②平常授業内での課題未提出者

③授業料その外の学納金未納者

2.前項に該当する者の中で、教務部が認める正当な理由がなく、成業の見込みがない者については退学または除籍処分にする場合がある。

3.休学中の者は受験資格がない。

（試験の方法）

第 8 条　試験は筆記試験、口頭試験または実技試験を行うが科目によっては、レポートまたは課題提出によって試験に代えることがある。

（成績の評価）

第 9 条　1.各科目について出席率、授業態度、臨時および定期試験の成績、レポート並びに課題の成績を総合的に勘案し、次項に定める 4 段階評価とする。

2.A.B.Cを合格としDを不合格とする。

A…100～80 点
B…79～70 点　――　合格
C…69～60 点
D…59～0 点 ――――　不合格

（試験に関する注意事項）

第 10 条　試験については次の事項を守らなければならない。

1.試験場では、学生証を携帯し、監督者の点検をうけねばならない。

2.試験場では、静粛にし、私語は禁止する。

3.試験場では、一切の物品の貸借を許さない。
用具その他はすべて自分のものを使用しなければならない。

4.試験場では、筆記具および時計以外は机上におくことは許されない。ただし、その試験で持込みの許された範囲内の参考書、資料などがある場合には、この限りではない。

5.すべての定期試験において試験実施日に指定された期日、時間以後は受験できない。試験開始後の入場および退場についてはその都度監督者の指示に従う。

6.試験開始から 30 分以上の遅刻は通常授業と同様に欠席となる。ただし、交通機関の延滞による場合には延滞証明書の提示により、受験を認める場合がある。

7.試験中不正行為をしたと判断される場合、退室を命じ、すべての科目の単位を与えない。

8.事故や公欠等のやむを得ない理由で受験できなかった者は、本学院所定の欠席届に必要な事項を記入し、事由を証明する書類（診断書、事故証明書、就職活動に費やしたための証明書など）を添付して、速やかに事務局に提出しなければならない。

9.その他必要事項については、その都度掲示などによって指示する。

以上